特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	特別区民税の賦課及び徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、特別区民税の賦課及び徴収に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	特別区民税の賦課及び徴収に関する事務では事務の一部を外部業者に委託している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年11月11日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別区民税の賦課及び徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により地方税法の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務
③システムの名称	1税務システム　2システム共通基盤　3eLTAXポータルシステム（審査システム）　4国税連携システム　5証明書自動交付システム　6中間サーバー　7中間サーバー連携システム　8個人住民税申告ポータル　9マイナポータル申請管理　10申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
（1）住民税賦課情報ファイル、（2）収納管理情報ファイル、（3）滞納整理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号法」という。）第9条第1項　別表24の項、第9条第2項 2　港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）第4条別表第二22の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1）実施する 2）実施しない 3）未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税関係情報」が含まれる項（48の項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	産業・地域振興支援部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-8511　東京都港区芝公園1-5-25　港区　産業・地域振興支援部税務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	産業・地域振興支援部税務課　3578-2586
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　　30万人以上　　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人以上　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、本人からのマイナンバー取得を原則としており、住基ネット照会を行う際には5情報による照会を行うことを厳守している。いずれの局面においても、複数人での確認や記録を残しており、これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［ 特に力を入れて行っている ］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月24日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務		第85項の2、第111項、第119項	事後	別表第二に追記
平成28年4月15日	Ⅰ関連情報　3.個人番号の利用　法令上の根拠	なし	3　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第28号)　第11条の2別表第二　第22項	事後	「港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」制定のため
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　5.評価実施期間における担当部署　②所属長	税務課長　白井　隆司	税務課長　吉田　宗史	事後	人事異動に伴う変更
平成29年5月22日	Ⅰ関連情報　4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	第111項、第119項	削除	事前	法令上の根拠修正
平成29年5月22日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年3月1日　時点	平成29年3月1日　時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　3　個人番号の利用	第9条第1項　別表第一第16項	第9条第1項　別表第一第16項、第9条第2項	事後	法令上の根拠修正
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携	第117項、第120項	第117項、第120項は削除 第38項、第119項を追加	事後	法令上の根拠修正
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　5.評価実施期間における担当部署　②所属長	税務課長　吉田　宗史	税務課長　重富　敦	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報　5.評価実施機関における担当部署　②所属長	税務課長　重富　敦	税務課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	Ⅳ　リスク対策　　全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	2020/4/1	事後	しきい値を再確認したため
令和3年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	しきい値を再確認したため
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報　1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	3国税連携データ処理システム	3課税支援システム	事後	システム変更のため
令和3年6月30日	Ⅰ関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	1　番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事前	番号法改正のため
令和4年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	しきい値を再確認したため
令和4年10月1日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	2022/4/1	2022/10/1	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	Ⅰ関連情報　3個人番号の利用	港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第28号)　第11条の2	3　港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号)　第4条	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	2022/10/1	2023/4/1	事後	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	2023/10/1	2024/4/1	事後	しきい値を再確認したため
令和7年11月26日	令和7年5月版様式2に変更			事後	様式変更のため
令和7年11月26日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1税務システム　2システム共通基盤　3課税支援システム　4eLTAXポータルシステム(審査システム)　5国税連携システム　6証明書自動交付システム　7中間サーバー　8中間サーバー連携システム	1税務システム　2システム共通基盤　3課税支援システム　4eLTAXポータルシステム(審査システム)　5国税連携システム　6証明書自動交付システム　7中間サーバー　8中間サーバー連携システム　9個人住民税申告ポータル　10マイナポータル申請管理　11申請管理システム	事前	個人住民税申告ポータル・マイナポータル申請管理・申請管理システムの利用に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月26日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項　別表第一 第16項、第9条第2項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条 3　港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号)　第4条　別表第二第22項	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項　別表24の項、第9条第2項 2　港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号)第4条　別表第二22の項	事後	番号法改正のため
令和7年11月26日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1　番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項　第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第16項、第18項、第23項、第26項、第27項、第28項、第29項、第31項、第34項、第35項、第37項、第38項、第39項、第40項、第42項、第48項、第54項、第57項、第58項、第59項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第70項、第71項、第74項、第80項、第84項、第85項の2、第87項、第91項、第92項、第94項、第97項、第101項、第102項、第103項、第106項、第107項、第108項、第113項、第114項、第115項、第116項、第117項、第120項、第121項 (別表第二における情報照会の根拠)第27項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (情報照会の根拠)第20条	番号法第19条第8号に基づく主務省令 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「地方税関係情報」が含まれる項 (48の項)	事後	番号法改正のため
令和7年11月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. .対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	しきい値を再確認したため
令和7年11月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. .取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	しきい値を再確認したため
令和7年11月26日	Ⅳ　リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	(様式変更による追加)	十分である 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、本人からのマイナンバー取得を原則としており、住基ネット照会を行う際には5情報による照会を行うことを厳守している。いずれの局面においても、複数人での確認や記録を残しており、これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による追加
令和8年6月19日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. .取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	しきい値を再確認したため
令和8年11月11日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1税務システム　2システム共通基盤　3課税支援システム　4eLTAXポータルシステム(審査システム)　5国税連携システム　6証明書自動交付システム　7中間サーバー　8中間サーバー連携システム　9個人住民税申告ポータル　10マイナポータル申請管理　11申請管理システム	1税務システム　2システム共通基盤　3eLTAXポータルシステム(審査システム)　4国税連携システム　5証明書自動交付システム　6中間サーバー　7中間サーバー連携システム　8個人住民税申告ポータル　9マイナポータル申請管理　10申請管理システム	事前	システム標準化による見直し
令和8年11月11日	Ⅱ　しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和8年4月1日　時点	令和8年10月1日　時点	事後	しきい値を再確認したため